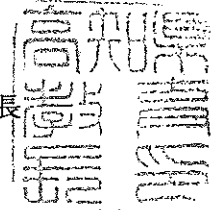


高知県個人情報保護条例第 35 条第 1 項の規定に基づき、下記について諮問します。

令和 3 年 6 月 23 日

高知県教育長



記

1 個人情報のオンライン結合による提供に関する事項

下表を、条例第 11 条第 2 項に該当する事項の個別事項として取り扱うことについて。

番号	担当課室	システム等の名称 (提供先)	事務の名称	理由又は必要性等
1	教職員・福利課	市町村立学校諸手当・ 年末調整システム (システム運用・保守 業者、審査者)	市町村立学校の諸手 当・年末調整の申請・ 審査	職員への給与の支払い を円滑に行うにあた り、諸手当・年末調整 の申請及び審査業務に 個人情報が必要となる ため。

個人情報のオンライン結合による提供に関する調査票

(条例第 11 条第 2 項)

令和 3 年 6 月 23 日作成

個人情報取扱事務を所管する組織の名称	教育委員会事務局 教職員・福利課
個人情報取扱事務の名称	市町村立学校諸手当・年末調整システム
個人情報を収集する目的及び理由	職員への給与の支払いを円滑に行うにあたり、諸手当・年末調整の申請及び審査業務に個人情報が必要となるため。
個人情報を収集する根拠法令等	公立学校職員の給与に関する条例第 5 条の 2 (給料の支払い) 労働基準法第 24 条第 2 項 (給料の支払い) 所得税法第 190 条 (年末調整)
オンライン提供をする個人情報の内容	総務事務集中化システム及び給与システム内の市町村立学校職員のデータ ・生年月日、性別、旧姓、氏名、住所、給与振込先口座情報、扶養手当の扶養親族情報、児童手当の児童情報、年末調整情報、個人番号
提供先	市町村立学校諸手当・年末調整システム
オンライン提供の理由又は必要性等	市町村立学校職員については、現在手書きで行っている年末調整及び諸手当の申請・審査を新たにセキュリティクラウド内に新システムを構築して、オンラインで行うこととしているところ、総務事務集中化システム及び給与システム内にあるデータと連携しなければシステム処理に支障をきたすため。

【高知県総務事務】職員情報取得について

母体システムの総務事務集中化システムでは、最新の職員情報を「共通管理DB」、「給与DB」から毎朝取得しています。今回、市町村立学校諸手当・年末調整システムへ給与DB(SV系)及び総務事務DBの職員情報(SJ、TB、SV)を定期的に移行します。

